

重要事項説明書

2025 年4月1日

公益財団法人 鉄道弘済会

仙台保育所こじか園

公益財団法人 鉄道弘済会 仙台保育所 重要事項説明書

1 事業所の名称等

(1) 施設の概要

施 設 の 種 類	保 育 所	
名 称	仙台保育所（愛称：こじか園）	
所 在 地	仙台市太白区砂押町 23 番 1 号	
定 員	9 0 人	
施 設 長	園長 川名 重光	
建 物 の 構 造	鉄筋コンクリート造り一部軽量鉄骨造り・平屋	
保 育 室 等	乳児室	4 0 . 1 2 m ²
	1 歳児保育室	5 6 . 1 5 m ²
	2 歳児保育室	3 5 . 7 3 m ²
	3 歳児保育室	4 3 . 6 4 m ²
	4 歳児保育室	4 3 . 6 4 m ²
	5 歳児保育室	4 4 . 0 7 m ²
	遊戯室	8 5 . 9 8 m ²
	厨房（食品庫等 10.35 m ² ）	4 1 . 8 5 m ²
	相談室	9 . 9 0 m ²
	事務室	3 1 . 3 6 m ²
	休憩室	1 9 . 6 4 m ²
	倉 庫	1 3 . 5 0 m ²
	園 庭	8 5 6 . 5 8 m ²
開 設 年 月 日	昭和 33 年 8 月 1 日	

(2) 設置者

設 置 者	公益財団法人 鉄道弘済会
住 所	東京都文京区小石川 1 - 1 - 1
電 話 番 号	03-6261-3298

2 事業の目的及び運営の方針

- (1) 当保育所は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とします。
- (2) 当保育所は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児（以下「児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

- (3) 当保育所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行います。
- (4) 当保育所は、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (5) 当保育所は、「仙台市児童福祉法の施行に関する条例（平成 25 年 4 月 1 日）」第 7 条(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施します。

3 提供する保育の内容

当保育所は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）に基づき、以下に掲げる保育、その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育（第 6 項に定める時間において提供する保育をいう。）
- (2) 養護と教育の一体的な提供
- (3) 食事の提供
- (4) 子育て家庭に対する支援
- (5) その他保育に係る行事等
- (6) 延長保育

支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る児童に対し、当保育所が定める時間の範囲において延長保育を行います。

4 職員の配置状況

施 設 長	1 人
保 育 士	1 9 人 （常勤：1 8 人、非常勤 1 人）
調理員(栄養士除く)	2 人 （常勤： 1 人、非常勤 1 人）
看 護 師	人 （常勤： 人、非常勤 人）
栄 養 士	2 人 （常勤： 2 人、非常勤 人）
事 務 員	人 （常勤： 人、非常勤 人）
そ の 他（用 務）	1 人 （常勤： 人、非常勤 1 人）

5 保育を提供する日

開 所 日	月曜日～土曜日
休 所 日	日曜日及び祝日法に定める祝日・休日、 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

6 保育を提供する時間

次の時間帯のうち保育を必要とする時間

	開 所 時 間	保育標準時間利用時間帯	保育短時間利用時間帯
月曜日 ～金曜日	7 時 00 分 ～19 時 00 分	7 時 00 分～18 時 00 分 ※開所時間において当時間帯 以外の利用は延長保育となり ます。	8 時 00 分～16 時 00 分 ※開所時間において当時間帯 以外の利用は延長保育となり ます。
土曜日	7 時 00 分 ～18 時 00 分	7 時 00 分～18 時 00 分	8 時 00 分～16 時 00 分

7 利用料金

(1) 保育料

支給認定証の発行を行った仙台市が定める利用者負担額（月額）を、仙台市に対し支払って頂きます。

(2) 延長保育料等

区 分	料 金
保育標準時間利用時間帯を超える利用	A・B階層 無料 C1階層～ 以下の料金 1時間延長 第1子 3,000 円/月 第2子以降 1,500 円/月
保育短時間利用時間帯を超える利用 (合計 11 時間/日以内の場合)	A～C5階層 無料 C6階層～ 以下の料金 3歳未満児 第1子 1,000 円/月 第2子以降 500 円/月 3歳以上児 第1子 400 円/月 第2子以降 200 円/月 ※11 時間を超えた場合、「保育標準時間利用時間帯を超える利用」欄に記載の料金となります。

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
3歳以上児給食代	完全給食実施における3歳以上児への給食提供に係る実費負担	月額 5,700 円
災害共済給付掛金	日本スポーツ振興センターの災害共済給付加入に伴う負担金	年額 210 円

8 利用にあたっての留意事項

(1) 告知及び報告

保護者は、保護者の乳幼児の安全かつ適切な保育を確保し健全な発育を図るため、乳幼児の生育歴、家庭環境、健康状態等保育上必要な事項を当園に告知していただきます。

併せて、保護者と当園は、乳幼児の健全な発育を図るため、乳幼児の日々の健康状態及び保育状況等について、相互に緊密な連絡に努めることとします。

(2) 保育の不可な日

当保育所では、次の各号のいずれかに該当する場合は、乳幼児の保育を行いません。

ア 乳幼児が伝染性の病気で、他の乳幼児に伝染するおそれがあるとき。

イ 乳幼児が病気等で健康を損ない、通常の保育が困難であるとき。

ウ 災害の発生、または発生のおそれがあり、乳幼児に対して危険が想定されるとき。

(3) 不正行為に対する対応

当園では、保護者が偽りその他の不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく意見を付して仙台市に通知いたします。

9 利用の終了に関する事項

当保育所は、以下の場合に保育の提供を終了するものとします。

(1) 児童が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) 市町村が、当園の利用継続が不可能であると認めたとき

(4) その他、利用の継続について、重大な支障または困難が生じたとき

10 嘱託医

当園では、以下の医療機関を嘱託医（かかりつけ医）としています。

内科医	病 院 名	医療法人 平沢内科
歯科医	病 院 名	川俣歯科医院

11 健康診断

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）に基づき、定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施します。

12 児童に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

(1) 賠償責任保険

補 償 内 容	金 額	
施設賠償責任	身体 1 事故 700,000 千円	1 人 100,000 千円
生産物賠償責任	身体 1 事故 700,000 千円	1 人 100,000 千円

(2) 傷害保険

補 償 内 容	金 額
死 亡	28,000 千円
後 遺 障 害	37,700 千円 ～ 820 千円
負 傷 ・ 疾 病	療養に要する費用が 5,000 円以上のものについて その費用の 4/10 を給付

13 苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

相談・苦情受付担当者	氏名 中澤 由希子 電話番号 022-248-2268
相談・苦情解決責任者	氏名 川名 重光 電話番号 022-248-2268
第 三 者 委 員	1 名（民生委員）

14 緊急時の対応

- (1) 当保育所は、保育の提供を行っているときに、児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は児童の主治医に連絡する等、必要な措置を講じます。
- (2) 当保育所は、保育の提供により事故が発生した場合は、仙台市子供未来局幼稚園・保育部及び児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (3) 当保育所は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生
の原因を解明し再発防止のための対策を講じます。

15 非常災害時の対応

- (1) 当保育所は、様々な非常災害（地震・火災・水害等）に備え、児童の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル（次項及び4項において「計画等」という。）を作成しています。
- (2) 当保育所は、計画等に基づき、児童の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、児童に避難方法等について理解させるよう努めています。
- (3) 当保育所は、少なくとも毎月1回以上、災害を想定した対応訓練を実施しています。
- (4) 当保育所は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行っています。

防 火 管 理 者	川名 重光 【仙台市消防局第 61633 号】
消 防 計 画 届 出 年 月 日	令和5年9月1日
指 定 避 難 所	仙台市立鹿野小学校
避難及び消火訓練の実施	毎月1回以上実施
防 災 設 備	消火器、非常持出袋（非常食・飲料水・おむつ等）

重要事項の一部変更の説明に関する同意書

特定教育・保育の提供にあたり、給食代改定に伴う 4 月 1 日改定の「重要事項説明書」の変更について、重要事項の説明を行いました。

仙台保育所こじか園 園長 川名 重光

私は、重要事項の説明を受け、内容について同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所_____

児 童 氏 名_____

保護者氏名_____

印

児童から見た続柄_____

重 要 事 項 説 明 確 認 書

仙台市太白区砂押町 23-1

公益財団法人 鉄道弘済会
仙台保育所 園 長 殿

私は、公益財団法人仙台保育所の利用にあたって、重要事項説明書により説明を受け、その内容について同意したことを確認いたします。

令和 年 月 日

保護者住所_____

児 童 氏 名_____

保護者氏名_____

印

児童から見た続柄_____